

22—03 P U D T

共 同 審 判

1. 共同審判については、当事者適格（→22—01、22—02）や利害関係（→31—00）の問題とも関連するが、ここでは請求人又は被請求人が2名以上の審判事件を全て含めるものとし、参加人（→57—00）については別問題として取り扱う。

2. 特許法では共同審判について以下のように規定している。

(1) 「特許権又は特許を受ける権利の共有者がその共有に係る権利について審判を請求するときは、共有者の全員が共同して請求しなければならない。」（特 § 132③、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）

(2) 「共有に係る特許権について特許権者に対し審判を請求するときは、共有者の全員を被請求人として請求しなければならない。」（特 § 132②、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）

(3) 「同一の特許権について第123条第1項の審判を請求する者が2人以上あるときは、これらの者は、共同して審判を請求することができる。」（特 § 132①、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

これらのうち、特 § 132②及び特 § 132③の規定は、民事訴訟法にいう固有必要共同訴訟に相当する。

3. 審判請求時に、上記(1)(2)の規定に違反して請求された審判事件については以下のように取り扱う。

(1) 査定系審判（補正の却下の決定に対する審判も含む。）

出願から審判請求期間満了までに提出された書類を総合的に観察することによって、実質上共同審判であるとの意思が表示されているか否かを推認（→22

—01の3.(2)) し、以下のように取り扱う。

ア 意思が表示されていると認められるとき

審判請求期間満了までに提出された書面（出願書類も参照。）によって、実質上共同審判であることの意味が表示されているものと認められるときには、審判長は手続の補正を命じ（特 § 133①、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）、請求人の応答の結果、その不備が解消されないものは決定をもって却下（特 § 133③、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）する（→22—01の8.）。

ただし、前置審査に係る事件については、長官名で手続の補正を命じ（特 § 17③）、請求人の応答の結果、その不備が解消されないものは、請求手続を却下（特 § 18①）する。

なお、共同審判であると推認できるが確認が必要な場合には、審尋を行い、その回答を待って判断する。

イ 表示上から意思があると認められる具体例

- a 審判請求に際し代表者選定届を提出した上で、その代表者だけを審判請求書に記載しているとき
- b 審判請求書に代表者何某と記載しているとき
- c 審判請求書に何某外何名と記載しているとき
- d 共同出願人の全員が一人の代理人に対して審判の請求を委任した（代理権を証明する書面を提出しているときのほか、請求書の全趣旨や当該出願について特許庁側の知り得た事情等により代理権を推認できるときを含む）にもかかわらず、代理人の過誤により審判請求人欄に一部のみしか記載しなかったとき（→裁判例③、④、⑩、⑪）
- e 拒絶査定書の出願人欄の記載に遺漏があり、審判請求が拒絶査定書に記載された出願人のみでされているとき
- f 相続その他の一般承継の事実を表示しているとき（注）

このとき、特 § 34⑤、意 § 15②、商 § 13②の規定により特許庁長官に遅滞なく届け出る義務があるが、審判請求書中に簡単に表示（死亡、会社合併によるなどの字句の記載）しているにすぎないときもある。

(注) 一般承継がされたときの添付書面

(a) 会社合併（吸収合併、設立合併）により存続する会社が届け出る
とき

合併事実を証する書面（登記事項証明書等）

(b) 相続によるとき

① 相続人全員が相続するとき

被相続人の戸籍謄本及び必要な除籍謄本並びに被相続人と相続人全員の住民票又は戸籍の附票

② 相続人全員が相続しないとき

前記 ① と遺産分割協議書（→裁判例⑤）

③ 相続人の中で放棄した者があるとき

前記 ① と家庭裁判所の受理証明のある相続放棄申述書

④ 共有者の一方が相続人なくして死亡したとき

相続人たる権利を主張する者のないことを証する証明書

ウ 表示上から意思があると認められないとき

手続の補正を命じ又は審尋（特 § 134④、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）を行うことなく、その不備は補正できないものとして、審決をもって却下（特 § 135、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）する（→裁判例①、②、⑥～⑨）。

(2) 当事者系審判及び訂正審判

手続の補正を命じ又は審尋（特 § 134④、実 § 39③、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）を行うことなく、その不備は補正できないものとして、審決をもって却下（特 § 135、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）する（→審決例⑫）。

ただし、

ア 請求書の全趣旨から、実質上共同審判であることの意味が表示されると認められるときは、手続の補正を命じ、請求人の応答の結果、その不備が解消されないものは決定をもって却下する（特 § 133③、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

イ 請求人の責に帰することができない理由により特 § 132②、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、 § 68④の規定に違反してされたことが予想される時（審判請求時に極めて近い時期において権利者の名義が変更されているときなど）には、審尋を行い、これに対する請求人の応答を待って処理する。

4. 裁判例、審決例

- ① 東高判昭52.7.27（昭51（行ケ）96号）→最二小判昭53.3.24（昭52（行ツ）112号）
- ② 東高判昭55.9.30（昭53（行ケ）163号）
- ③ 東高判昭53.10.25（昭53（行ケ）45号）
- ④ 東高判昭54.7.25（昭53（行ケ）208号）
- ⑤ 東高判昭61.5.29（昭57（行ケ）106号）
- ⑥ 東高判昭63.7.27（昭63年（行ケ）39号）→最三小判平2.10.2（昭63（行ツ）158号）
- ⑦ 東高判平5.4.14（平4（行ケ）228号）
- ⑧ 東高判平5.12.24（平5（行ケ）93号）
- ⑨ 知財高判平17.6.22（平17（行ケ）10243号）
- ⑩ 知財高判平21.11.19（平21（行ケ）10148号）
- ⑪ 知財高判平23.5.30（平22（行ケ）10363号）
- ⑫ 昭41審3304号（昭48.6.19）

5. 共同審判における費用の負担（→47—01）

審決の理由の記載や結論の表示（→45—20）

（改訂H27.2）